

○出水市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例

平成18年3月13日

条例第54号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2条 市長は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体を公募するものとする。

- (1) 公の施設の概要
- (2) 申請受付期間
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間(第6条において「指定期間」という。)
- (5) 申請の資格
- (6) 選定の基準
- (7) その他市長が指定する事項

(指定管理者の指定の申請)

第3条 法人その他の団体であつて、指定管理者の指定を受けようとするもの(以下この条において「申請団体」という。)は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の事業計画書及び収支予算書
- (2) 申請団体の経営状況が分かる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要なものとして規則で定める書類

(指定管理者の指定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当するものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) 前条第1号の事業計画書(以下「事業計画書」という。)による公の施設の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画書の内容が当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

2 市長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、あらかじめ、出水市公の施設指定管理者選定審議会に諮問しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(公募によらない指定管理者の候補者の選定)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条の規定による公募によらず、公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができると認められる者を指定管理者の候補者として選定することができる。

(1) 第3条の規定による申請がなかったとき。

(2) 前条第1項各号のいずれにも該当するものがなかったとき。

(3) 公の施設の性格、規模、機能等により公募に適さないと認められるとき。

2 前項の規定により選定するときは、市長は、あらかじめ第3条各号の事項について当該指定管理者の候補者と協議を行うものとし、前条第1項各号に照らし総合的に判断を行うものとする。

(協定の締結)

第6条 指定管理者の指定を受けたものは、市長と公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の規定による協定で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 指定期間に関する事項

(2) 事業計画に関する事項

(3) 利用料金に関する事項

(4) 事業報告及び業務報告に関する事項

(5) 本市が支払うべき管理費用に関する事項

(6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

(7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

(8) その他市長が別に定める事項

(業務報告の聴取等)

第7条 市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第8条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わない。

(事業報告書の作成及び提出)

第9条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において前条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況及び利用状況

(2) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績

(3) 管理に係る経費の収支状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要なものとして市長が定める事項

(原状回復義務)

第10条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第8条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設の当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第11条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設又はその設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

第12条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者(次項において「従

事者」という。)が行うべき個人情報の保護については、出水市個人情報保護条例(平成18年出水市条例第17号)第13条第2項の規定によるものとする。

- 2 従事者は、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(平29条例23・一部改正)

(公の施設指定管理者選定審議会)

第13条 市長の諮問に応じ、指定管理者の選定に関し審議するため、別に定めるところにより出水市公の施設指定管理者選定審議会を置く。

(平30条例11・一部改正)

(教育委員会所管の公の施設への適用)

第14条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合には、第2条から第12条までの規定中「市長」とあるのは「教育委員会」と、第3条及び次条の規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年3月13日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の出水市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成16出水市条例第24号)、高尾野町公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例(平成16年高尾野町条例第15号)又は野田町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年野田町条例第22号)の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成29年3月24日条例第23号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月23日条例第11号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。